

町田市立本町田東小学校 PTA 規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、本町田東小学校 PTA と称し、事務所を本町田東小学校内におく。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の懇親を深めると共に、児童に対するより良い教育効果の為に協力する事を目的とする。

(活動と制限)

第3条 (1)本会は、前条の目的を達成する為に、会員相互の親和を深めると共に、学校と家庭と社会との緊密なる協力により児童の生活を善導する。

(2)本会は、本会の目的に反するいかなるものにも関係せず学校の人事や管理に干渉しない。

(会員)

第4条 会員は、児童の父母(又は、それに代わる保護者)及び教職員をもって組織する。
本会は任意の団体であり、入会は任意である。

(会計)

第5条 (1)本会の経費は、会費をもって、その額は総会によって決定する。

(2)会計年度は1年とし、4月1日より翌年3月31日までとする。

(役員)

第6条 本会は、次の役員をおく。

会長	1名		
副会長	2名	担当教諭	1名
書記	3名	担当教諭	1名
会計	2名	担当教諭	1名
地区	4名	担当教諭	1名

(役員を選出)

第7条 役員は、会員の中から役員選出規定により選出され、総会の承認を受けなければならない。

(役員の仕事)

- 第8条 (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会及び委員会を召集する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはこれを代行する。
(3) 書記は、各種会合の通知をすると共に、総会及び委員会の議事を記録し、これを会に報告する。
(4) 会計は、本会の収支経理を司る。
(5) 地区は、青少年健全育成地区委員を務める。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、原則として1年とし、総会をもって終わる。

(会計監査)

- 第10条 (1) 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を総会にて報告する。
(2) 会計監査は、その年度の給食会計を監査し、その結果は会計報告書をもって報告する。
(3) 会計監査は、会員の中から会計監査選出規定により選出され、総会の承認を受けなければならない。
(4) 会計監査は2名とし、任期を1年とする。

(総会)

- 第11条 (1) 本会は、毎年1回定期総会を開き、総会は委任状を含め過半数をもって成立する。
また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
(2) 本会は、予算案を審議し、1年間の活動計画の決定及び規約を改正する。

(代表委員会)

- 第12条 (1) 代表委員会は、本部役員及び学級委員、校外生活委員会役員、を持って構成し、任期を1年とする。
(2) 代表委員会は、必要あるごとに開催し、業務を執行する。また、総会に次ぐPTAの議決機関とする。
(3) 代表委員会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

(青少年健全育成地区委員)

第13条 (1) 青少年健全育成地区委員(以下、地区委員と称す)は任期を1年とする。

(2) 地区委員は青少年健全育成地区委員会の活動を行う。

(3) 地区委員は青少年健全育成地区委員会に出席し、その内容を代表委員会で報告する。

(学級委員会)

第14条 (1) 学級委員は、各学年から1名以上とし、任期を1年とする。

(2) 学級委員会は、学級委員をもって構成する。

(3) 学級委員会は、学級PTAの自発的な活動を図り、円滑に運営することを主な目的とする。

(4) 学級委員会は、必要あるごとに開催し、各種計画を審議し業務を執行する。

(5) 学級委員会は、役員選出に関するすべての業務を行う。

(校外生活委員会)

第15条 (1) 校外生活委員は原則、各学級より2名とし、任期を1年とする。

ただし、当該年度の状況に応じて、代表委員会で適宜人数を定めることができる。

(2) 校外生活委員会は、校外生活委員をもって構成する。

(3) 校外生活委員会は、地区PTAの自発的な活動を図り、校外の子どもの安全や生活指導を主な目的とする。

(4) 校外生活委員会は、必要あるごとに開催し、各種計画を審議し業務を執行する。

(慶弔費)

第16条 児童・教職員及びその関係者に、下記に定める慶弔費規定に基づいて支出する。

(1) 児童及び児童の父母、あるいはそれに代わる保護者が死去したとき、弔慰金として、5,000円。

(2) 教職員及び配偶者(独身の場合は、その父母)が死去したとき弔慰金として、5,000円。

(3) 前項の規定以外にも、お祝いなど特別な事情のあるときは役員会で協議のうえ決定し、代表委員会で報告する。

(委員会または臨時委員会の設置)

第17条 総会または代表委員会が必要と認めるとき、委員会または臨時委員会を設置することができる。臨時委員会は、その任務を終了したときに解散する。

(附則)

第18条 (1) 本会則の改廃は、総会による。

(2) 本会の運営に関する必要な規定は、この規約に反しない限りにおいて代表委員会の議決を得て決める。

(3) 本会則は、昭和 45 年 成立

昭和 59 年 4 月 26 日一部改正

昭和 63 年 4 月 25 日一部改正

平成 2 年 5 月 8 日一部改正

平成 3 年 1 月 28 日一部改正

平成 6 年 4 月 25 日一部改正

平成 7 年 4 月 26 日一部改正

平成 9 年 4 月 28 日一部改正

平成 14 年 5 月 10 日一部改正

平成 16 年 10 月 23 日一部改正

平成 20 年 4 月 30 日一部改正

平成 24 年 5 月 1 日一部改正

平成 25 年 5 月 1 日一部改正

平成 27 年 5 月 1 日一部改正

平成 29 年 3 月 8 日一部改正

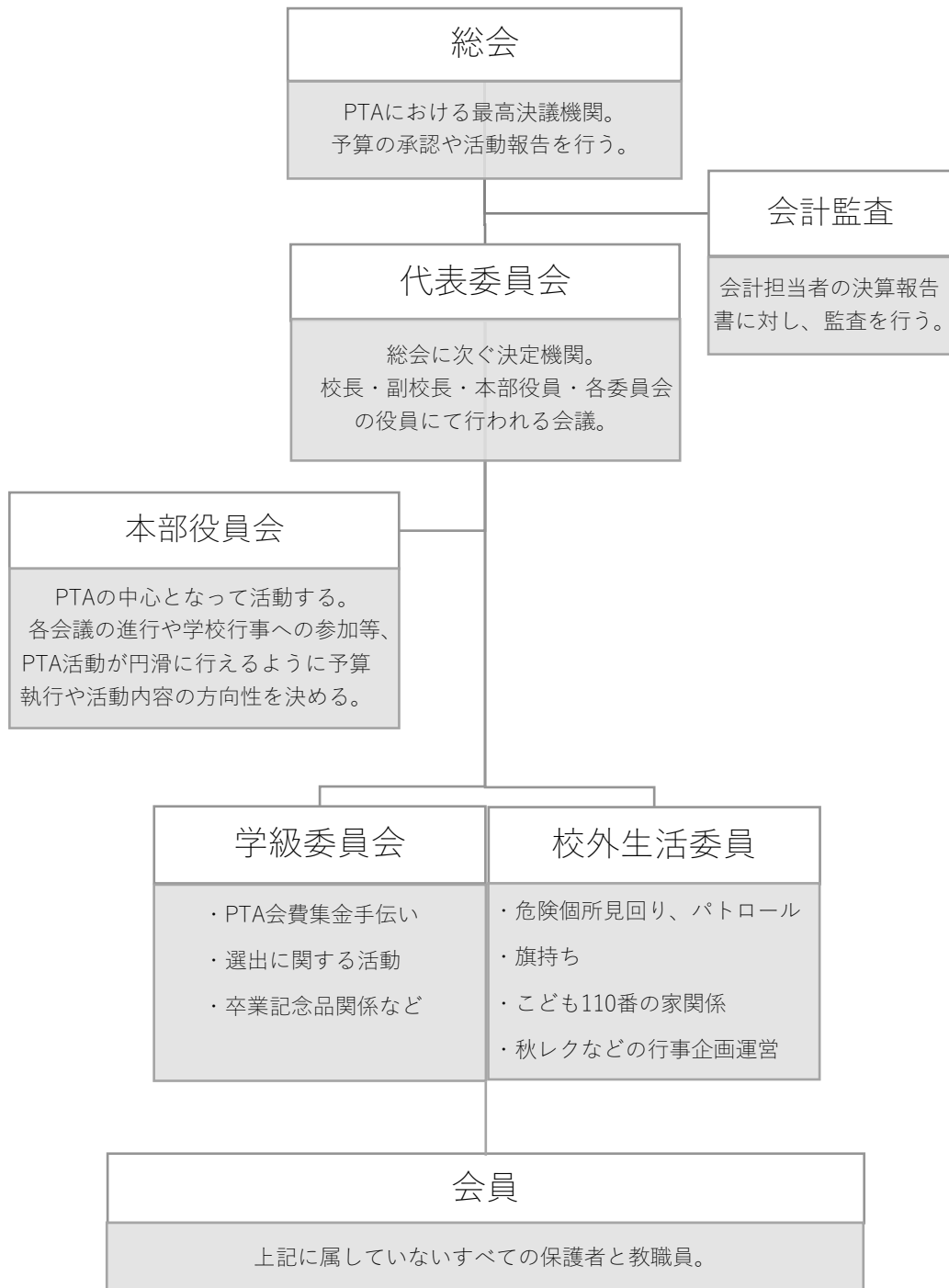
平成 31 年 1 月 31 日一部改正

令和 4 年 2 月 14 日一部改正

令和 4 年 12 月 6 日一部改正

* 本改定版は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

本町田東小学校の PTA の組織図と主な活動内容



本町田東小学校 PTA 本部役員選出規定

平成 16 年 10 月 23 日

平成 20 年 3 月 5 日 一部改正

平成 22 年 1 月 27 日 一部改正

平成 24 年 5 月 1 日 一部改正

平成 25 年 5 月 1 日 一部改正

平成 26 年 9 月 10 日 一部改正

- 第1条 学級委員会は、学年より選出される候補者(以下学年選出者とする)を、毎年互選会までに各学年より原則3名の人数を選出する。ただし、当該年度の状況に応じて代表委員会にて適宜人数を定めることができる。
- 第2条 現役員が継続を希望する場合は、選出会にて立候補する。
- 第3条 学年選出者は互選会において規約第6条に定められた役員候補者を互選する。
- 第4条 互選会で互選された役員候補者は、総会においてその承認を受ける。
- 第5条 学級委員は選出者に立候補することができる。
- 第6条 本部役員の欠員補充について
- (1) 欠員が出た場合で、且つ本部が補充を必要とする場合は代表委員会で新たに選出方法を検討する。
 - (2) 欠員補充について強制をしないものとする。

本町田東小学校 PTA 会計監査選出規定

平成 8年 5月 10日

平成 24年 5月 1日 一部改正

第1条 会計監査候補者は、毎年4月に学級委員会が、3年生の会員より選出する。

第2条 3年生の会員より選出された会計監査候補者は、総会においてその承認を受ける。

転入転出に関わる PTA 会費の払い戻し及び徴収についての規定

平成 24 年 5 月 1 日 再制定

平成 25 年 5 月 1 日 一部改正

《 転出する会員に対しての払い戻し 》

PTA 会費のうち、下記の通り返金する。ただし、役員会計まで連絡があった場合に限る。

- ① 一学期途中、または、終了後に転出の場合、会費の 2/3 を返金。
- ② 二学期途中、または、終了後に転出の場合、会費の 1/3 を返金。
- ③ 三学期途中で転出の場合、返金無し。

《 転入した会員に対しての徴収 》

- ① 一学期に転入の場合、PTA 会費の全額を徴収。
- ② 二学期に転入の場合、PTA 会費の 2/3 を徴収。
- ③ 三学期に転入の場合、PTA 会費の 1/3 を徴収。

(注)10 円未満は、四捨五入。